

保育所保育料のご案内

1 保育所保育料について

○保育料の算定に用いる税は「市町村民税所得割課税額」

保育料は、「市町村民税所得割課税額（以下「所得割課税額」）」を基に算定します。所得割課税額は税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を差し引く前の税額となります。

※令和7年度（4月～8月分）の保育料は、所得税定額減税後の所得割課税額を基に算定されています。

○保育料の切り替え時期は2回

前期：4月分から8月分の保育料は令和6年度の町民税所得割により決定。

後期：9月分から3月分の保育料は令和7年度の町民税所得割により決定。

※前期は4月に、後期は9月に納付書を送付します。

※口座振替での納付をご希望で、過去に保育料を口座振替で納付されたことのない方は、手続きが必要になります。町民生活課子育て支援係までお問い合わせください。

○保育料は階層区分と子どもの年齢区分により決定

階層は町民税所得割の額により区分され、年齢は令和7年4月1日時点の子どもの年齢により区分します。

0歳～2歳は3号認定、3歳～5歳は2号認定に区分されますが、年度途中で3歳に到達した場合は、その年度中に限り、3号認定とみなします。

【保育料表】 えりも町の保育料は、国基準のほぼ半額に設定されています。

階層区分	所得割課税額	3号認定（0歳～2歳）	2号認定（3歳～5歳）
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割世帯	8,800円	0円
第4階層	48,600円未満	9,600円	0円
第5-1階層	57,700円未満	14,800円	0円
第5-2階層	77,101円未満		
第5-3階層	97,000円未満		
第6階層	169,000円未満	21,900円	0円
第7階層	301,000円未満	30,000円	0円
第8階層	397,000円未満	39,400円	0円
第9階層	397,000円以上	46,000円	0円

2 保育料軽減・減免制度について

〇えりも町では、次のような軽減・減免制度があります

■生活保護世帯等の減免

生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯は無料となります

⇒申請が必要です。役場町民生活課窓口までお越しください。

■母子・父子世帯等の軽減

母子（父子）世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等の保育料は、次のような軽減があります。

- ・第1～第2階層は無料
- ・第3～第5－2階層は減額

⇒申請が必要です。役場町民生活課窓口までお越しください。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は手帳もご持参ください。

■国の幼児教育・保育の無償化

3歳～5歳までの子どもと、0歳～2歳の非課税世帯の子どもの保育料は無料です。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までです。

■多子世帯の保育料軽減

0歳から2歳までの子どもについても、第2子以降については次のような軽減があります。

階層区分	第2子		第3子以降	
	同時入所	軽減内容	同時入所	軽減内容
第1階層	なし	無料	なし	無料
第2階層	なし	無料	なし	無料
第3階層	なし	無料	なし	無料
第4階層	なし	無料	なし	無料
第5－1階層	なし	無料	なし	無料
第5－2階層	なし	無料	なし	無料
第5－3階層	なし	無料	なし	無料
第6階層	なし	無料	なし	無料
第7～9階層	あり	半額	あり	無料

□多子世帯軽減の同時入所条件について

- ・「なし」の場合 … 保育所を同時に利用していなくても、生計同一の子どもの年齢が高い順に第1子、第2子と数えます。
- ・「あり」の場合 … 保育所を同時に利用していることが条件となります。

■えりも町では、食材料費も無料です。